第六条の十八	建築物の調査等	昇降機等の調査等及び検査等
第六条の十九	第六条の十七	第六条の二十六並びに第六条の二十七において読み替えて準用する第六条の十八第二項及び第三項
第六条の二十第一項	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十九様式
第六条の二十一第一項	別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の二十様式
第六条の二十一第一項	第十二条の二第三項	法第十二条の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の二第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第三項
	別記第三十七号の九様式	別記第三十七号の二十一様式

第十条の五の二第三号中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改める。

第十条の五の四中第二号を第三号とし、同条第一号中「令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の」を削り、「であるもの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

第十条の五の六第一項第三号中「認定番号」の下に「及び適合する一連の規定の別」を加える。

第十条の七中「（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第十条の十二及び第十条の十五の四第二項において同じ。）」を削る。

第十条の二十三第二項第一号ロ中「第百四十六条第一項第二号」を「第百四十六条第一項第三号」に改め、同条第三項第一号中「写し」の下に「（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）」を加え、「第一条の三第五項」を「同項」に改める。

第十条の二十四第二項中「添付図書」の下に「及び」を加える。

第十一条の二の三第二項第五号の表㈠の項中「及び令第七十六条」を「、令第七十六条及び令第八十条の三」に、同表㈡の項中「並びに法第六十六条並びに法第六十七条の二」に改める。

第十一条の三第一項の表第三条第一項の申請書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）の項中「令第百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下同じ。）に係るものに限る。）の項中「第六条第三項」の下に「又は第六条の二の二第三項」を加え、「令第百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター」を「観光用エレベーター等」に、「別記第三十六号の三様式」を「別記第三十六号の四様式」に、「別記第三十六号の三の二様式」を「別記第三十六号の五様式」に改め、同表第六条第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）の項を削り、同表第六条第三項の報告書（昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。）の項中「第六条第三項」の下に「又は第六条の二の二第三項」を加え、「及び遊戯施設」を「、遊戯施設及び防火設備」に、「別記第三十六号の四様式」を「別記第三十六号の六様式」に、「別記第三十六号の四の二様式」を「別記第三十六号の七様式」に改め、同項の次に次のように加える。

第六条第三項の報告書（防火設備に係るものに限る。）	別記第三十六号の八様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表
第六条の二の二第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）	別記第三十六号の十様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象遊園地等の欄」及び「報告対象遊戯施設の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに第六条の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表

第十一条の三第一項の表第八条の二において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）の項及び第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）の項中「令第百三十八条第二項第一号に掲げる」を「観光用エレベーター等に係る」に改め、同表第三条の三第三項の表第三条の三第一項の申請書の項及び第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書の項中「並びに」を「及び」に改め、同表第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）の項中「令第百三十八条第二項第一号に掲げる」を「観光用エレベーター等に係る」に改め、同表第三条の三第三項において第三条第一項の申請書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）の項中「おいて」の下に「準用する」を加え、「令第百三十八条第二項第一号に掲げる」を「観光用エレベーター等に係る」に改め、同表第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書の項中「並びに」を「及び」に改める。

第十一条の四第一項第三号中「別記第三十六号の二の五様式」を「別記第三十六号の三様式」に改め、同項第四号中「別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の四様式及び別記第三十六号の四の二様式」を「別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式」に改める。

第十二条中「第二号」を「第五号」に、「第四号」を「第七号」に改め、第十号を第十三号とし、第二号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二　法第十二条の二第一項及び法第十二条の三第三項の規定による交付をすること。

三　法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第二号の規定による認定をすること。